

教育行政組織の変更に伴う関係規程の制定について

教育総務課

教育行政組織の変更に伴い、以下関係規程を別紙のとおり制定する。

NO	例規名称	担当課
1	保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程	保育課
2	千曲市立保育所における苦情解決に関する規程	保育課

令和 7 年 3 月 26 日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等の名称	保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程_他1 規程
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	令和7年度組織改編
提案理由 令和7年度の組織改編に伴い制定が必要となる規程について、所要の制定を行うものです。 本案は、対象となる2規程を「整備規程」として一括制定します。	

保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第14条の規定による健康診断等の実施にあたり、保育園医及び保育園歯科医（以下「嘱託医等」という。）の嘱託等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 嘱託医等は、千曲市内の病院、診療所等の医師の中から千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 前項の規定による嘱託医等の委嘱は、園長の内申に基づき行うものとする。

(職務)

第3条 嘱託医等の職務は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 保育園医

- ア 保育所の保健計画の立案に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- イ 保育所の環境衛生の維持及び改善に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- ウ 保育所で行う健康診断に従事すること。
- エ ウの健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置等に関し、必要な保健指導と助言を行うこと。
- オ 保育園児の健康に関し、必要に応じ健康相談を行うこと。
- カ 保育所の感染症の予防処置等に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- キ 保育所の食中毒の予防処置等に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、保育所における保健管理に関する専門的事項に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。

(2) 保育園歯科医

- ア 保育所の保健計画の立案に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- イ 保育所で行う健康診断のうち、歯の検査に従事すること。
- ウ イの健康診断の結果に基づき、う蝕及びその他の歯周疾患の予防処置等に関し、必要な指導と助言を行うこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、保育所における保健管理に関する専門的事項

に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。

(報酬)

第4条 嘱託医等の報酬は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）及び千曲市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第39号）等を参考に、予算の範囲内で市長が定めるところによる。

(解職)

第5条 園長は、嘱託医等の委嘱を解こうとするときは、嘱託医等の解職内申書を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

千曲市立保育所における苦情解決に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第19条の規定に基づき、保護者等からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口の設置など苦情解決の体制整備に関し必要な事項を定めることにより、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、もって利用者の権利の擁護並びにサービス提供者としての信頼及び適正の確保を図ることを目的とする。

(苦情申出人)

第2条 苦情を申し出ることのできる保護者等（以下「苦情申出人」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者
- (2) 児童が施設に入所している等児童と別居しているため、現在は児童を監護していない親権者
- (3) 施設入所した児童に親権者がいない等の理由により未成年後見人に選任された者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者

(苦情解決責任者)

第3条 苦情解決の責任主体を明確にするため苦情解決責任者を置き、保育課長をもって充てる。

2 苦情解決責任者は、次の職務を行う。

- (1) 苦情申出人と苦情解決に向けて話し合うこと。
- (2) 受け付けた苦情の解決結果を、苦情解決結果報告書（様式第1号）により、苦情申出人及び第三者委員へ報告すること。
- (3) 保護者等に対して、苦情解決の仕組みについて周知するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名並びに連絡先を施設内へ掲示するとともに、パンフレットの配布等を行うこと。

(苦情受付担当者)

第4条 保護者等が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため苦情受付担当者を置き、各

保育所園長、主任保育士及び保育事務担当者をもって充てる。

2 苦情受付担当者は、次の職務を行う。

- (1) 保護者等からの苦情を受け付けること。
- (2) 苦情内容、保護者等の意向を確認し、苦情受付書（様式第2号）により記録すること。
- (3) 受け付けた苦情内容を、苦情申出報告書（様式第3号）により、苦情解決責任者及び第三者委員へ報告すること。

（第三者委員）

第5条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、保護者等の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員（以下「委員」という。）を設置する。

2 委員は各保育所2名で構成し、公平性・中立性を確保できる者の中から教育委員会が選任する。

3 委員の任期は3年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、次の職務を行う。

- (1) 苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告を受けること。
- (2) 苦情内容の報告を受けた旨を苦情受付報告書（様式第4号）により苦情申出人へ通知すること。
- (3) 保護者等からの苦情を直接受け付けること。
- (4) 苦情申出人へ助言すること。
- (5) 苦情解決責任者へ助言すること。
- (6) 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いに立ち合い、助言すること。
- (7) 苦情解決責任者から苦情に係る事案の改善状況等の報告を受けること。
- (8) 日常的な状況把握及び意見聴取に努めること。

（秘密保持義務）

第6条 委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者又はこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に委員である者は、この訓令の施行の日に、第5条第2項の規定により委員として選任されたものとみなす。この場合において、当該選任されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における廃止前の千曲市立保育所における苦情解決に関する規程（平成16年千曲市訓令第4号）第5条第2項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

様式第 1 号(第 3 条関係)

苦 情 解 決 結 果 報 告 書

年 月 日

様

苦情解決責任者

年 月 日受付けの苦情については、下記のとおり解決いたしましたので、報告いたします。

記

苦情の内容	
解決結果	

[illegible]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

苦 情 受 付 書

受付日		年 月 日 (曜日)		記入者	
申 出 人	(フリガナ) 氏 名		児童との関係		
	住 所	TEL			
苦 情 の 内 容					
申 出 人 の 希 望 等					
備 考					
申 出 人 へ の 確 認		第三者委員への報告の要否 要 ☐ 否 ☐			
		話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否 要 ☐ 否 ☐			

様式第 3 号 (第 4 条関係)

苦 情 申 出 報 告 書

年 月 日

様

苦情受付担当者

下記のとおり苦情の申し出がありましたので、報告いたします。

記

苦情受付日		年 月 日 (曜日)		
申 出 人	(フリガナ) 氏 名		児童との関係	
	住 所	TEL		
苦 情 の 内 容				

様式第 4 号 (第 5 条関係)

苦 情 受 付 報 告 書

年 月 日

様

第三者委員

苦情受付担当者から下記のとおり苦情受付について報告がありましたので、通知いたします。

記

苦情受付日		年 月 日 (曜日)	
(フリガナ) 申出人氏名		児童との関係	
苦 情 の 内 容			